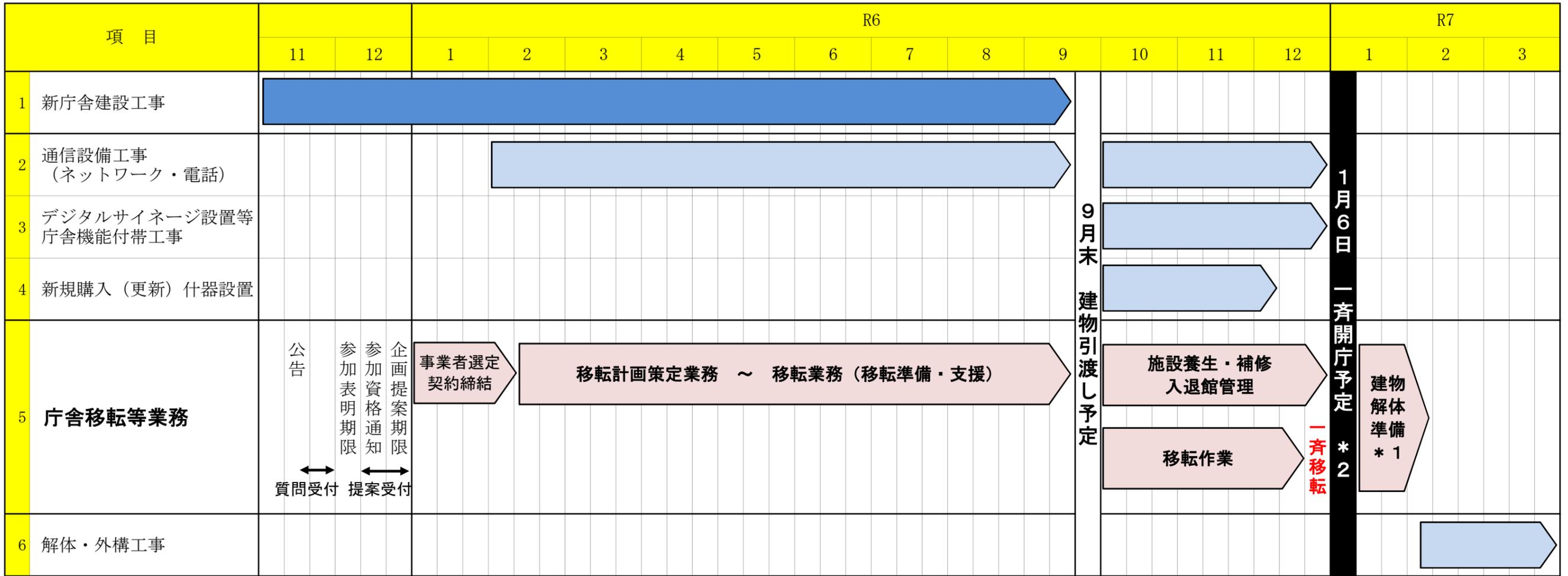


庁舎移転等全体スケジュール



* 1 一斉移転(令和6年12月末)終了後は、建物解体前までに次の業務を行うこと。

- ・保存文書の移転【防府市庁舎1号館及び5号館(別館含む) → 県総合庁舎別館等への文書移転】
- ・物品の移転【防府市庁舎1号館及び5号館(別館含む) → 県総合庁舎等への物品移転】
- ・残存什器等の集積等業務

* 2 一斉移転終了後の1月1日から1月5日までは、新庁舎開庁準備期間とし、原則移転作業等は行わない。